

平成20年度 教育行政方針

基本理念

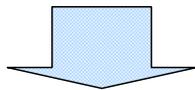
前橋市教育委員会は、「前橋市民憲章」を基本として、「水と緑と詩のまち 前橋」の豊かな自然や薫り高い文化を背景に、明日の前橋を担う人づくりのための基本理念を次のとおり定め、その実現に努めます。

前橋市民憲章 ・ 市民の願い

わたくしたちは
水と緑と詩のまち 前橋の市民です
日々のしあわせと伸びゆくこのふるさとの
明日をめざして

- 1 やさしい心をもとう
- 1 強いからだをつくろう
- 1 たのしく働こう
- 1 自然をまもろう
- 1 文化を大事にしよう

(昭和58年7月1日制定)

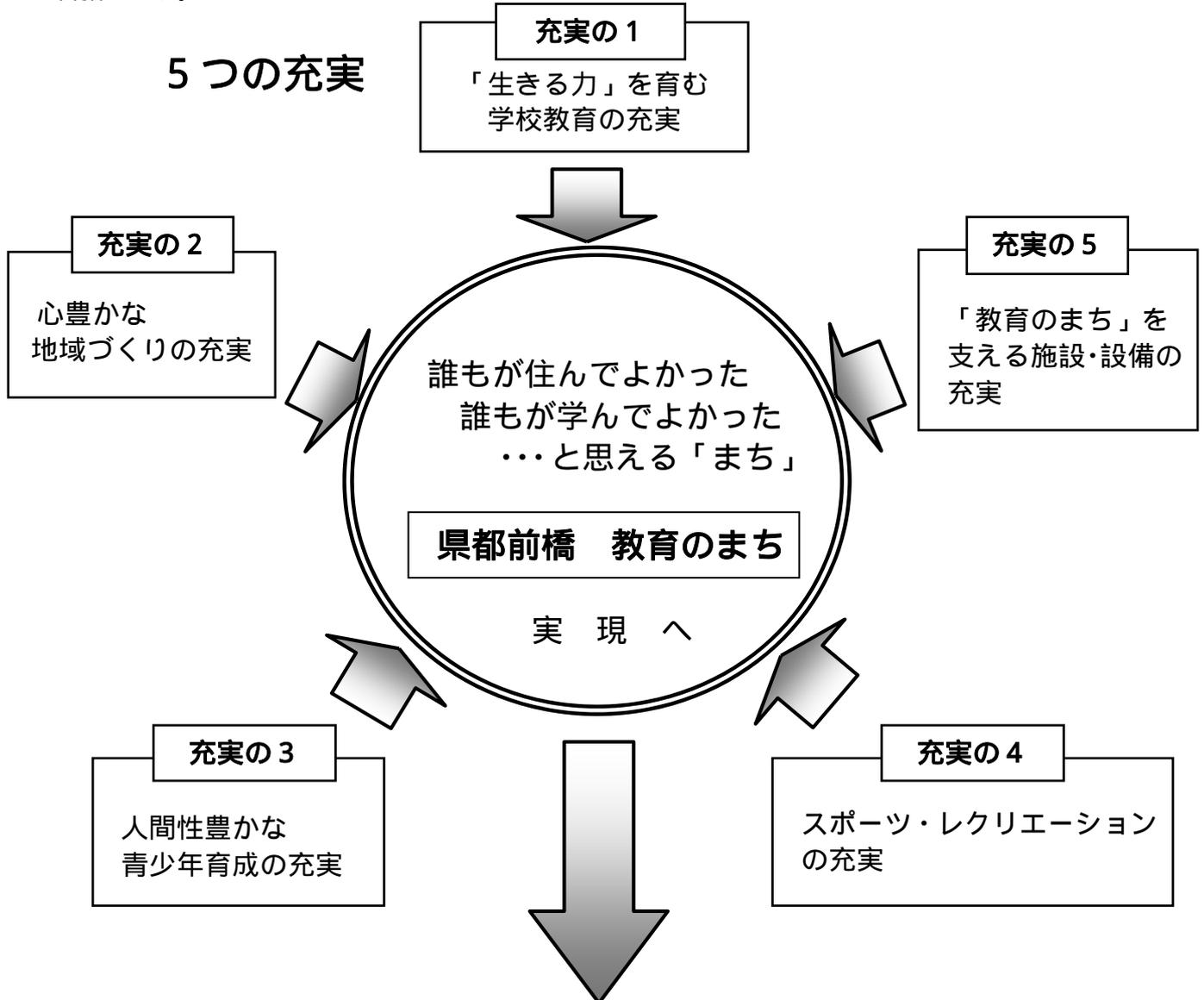


基本理念

- 1 思いやりの心、自他を尊重し協力し合う態度や社会に奉仕する心を養う
- 1 自らものを見、考え、意見を持ち、主体的に行動する力を養う
- 1 健康でたくましい体力と精神力を持ち、生き生きと働く力を養う
- 1 自然を愛し守る心、文化に親しみ創造する心を養う
- 1 明日の前橋を担う人づくりの環境整備を進める

施策の柱

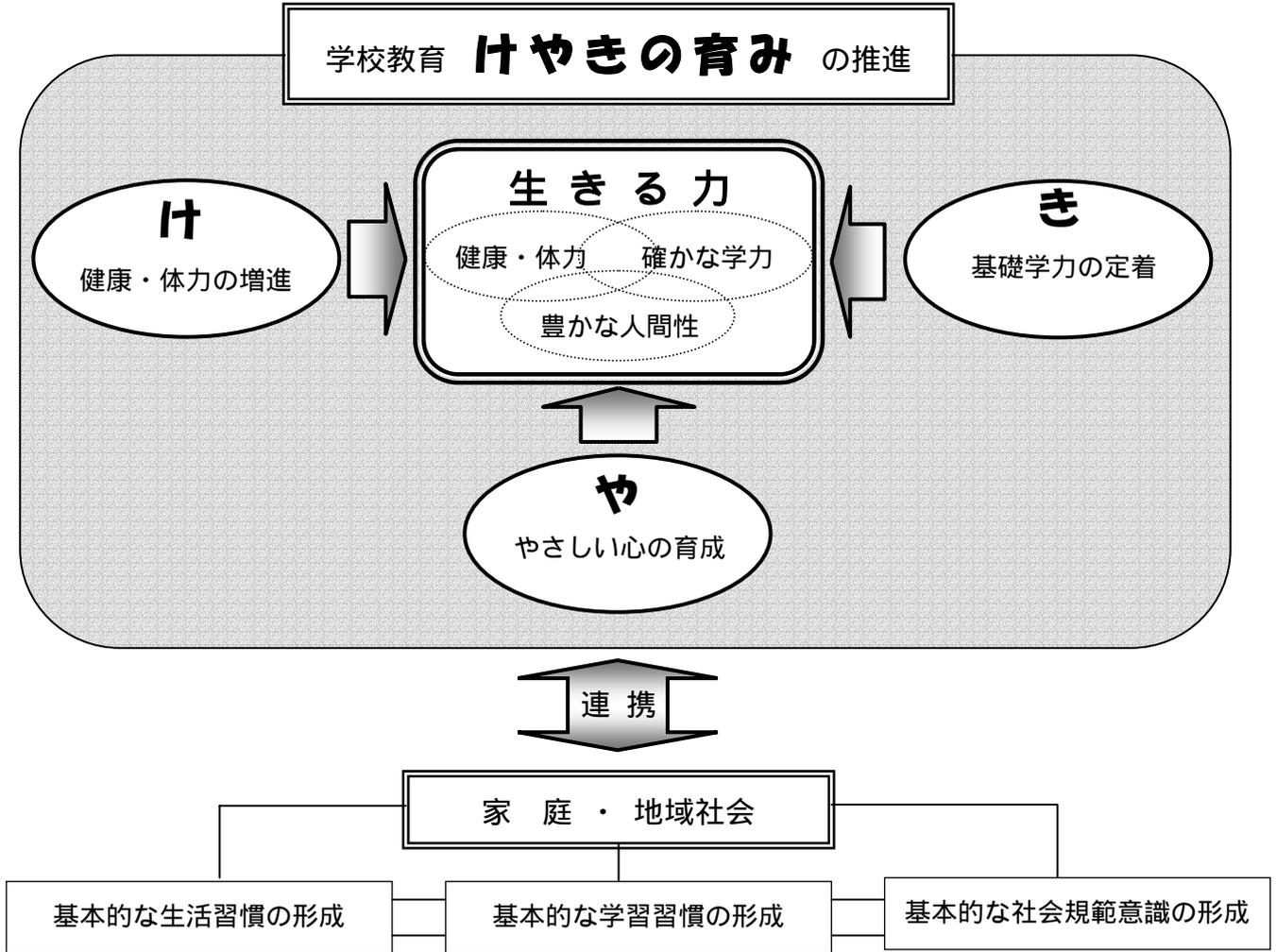
前橋市教育委員会は、基本理念をもとに、次の5つの充実を「施策の柱」とし、市民自らが求める姿の実現に向け、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、「県都前橋 教育のまち」の実現を目指します。



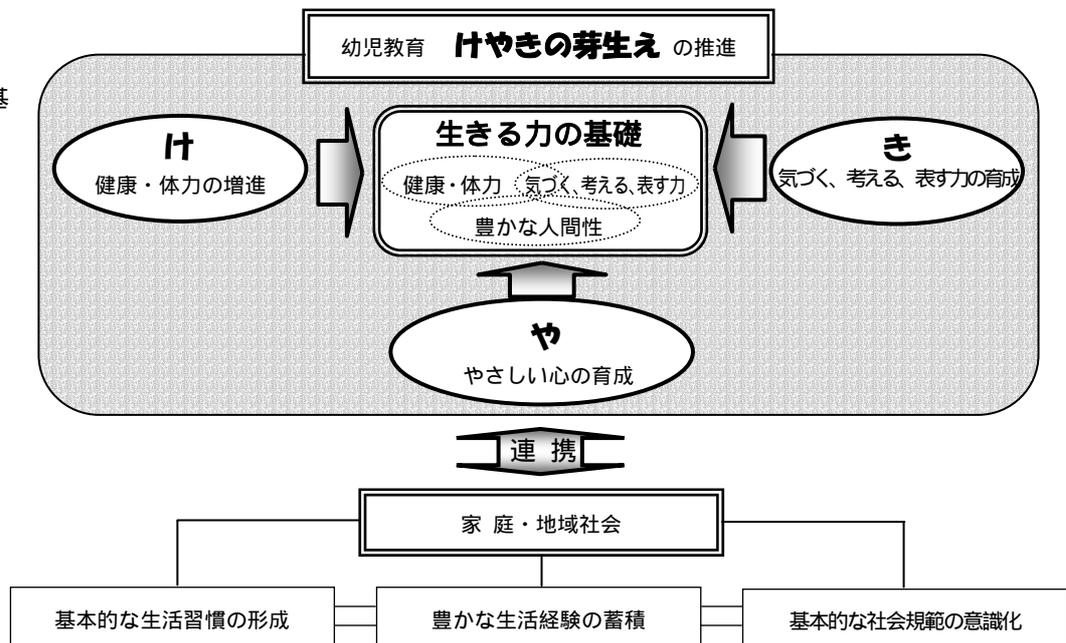
（ 市民が求める市民の姿 ）

求める市民像		社会参加する市民
		学び続ける市民
		健康づくりに努める市民
求める子ども像		思いやりのある優しい子ども
		基礎基本を身につけた子ども
		丈夫なからだを持つ子ども

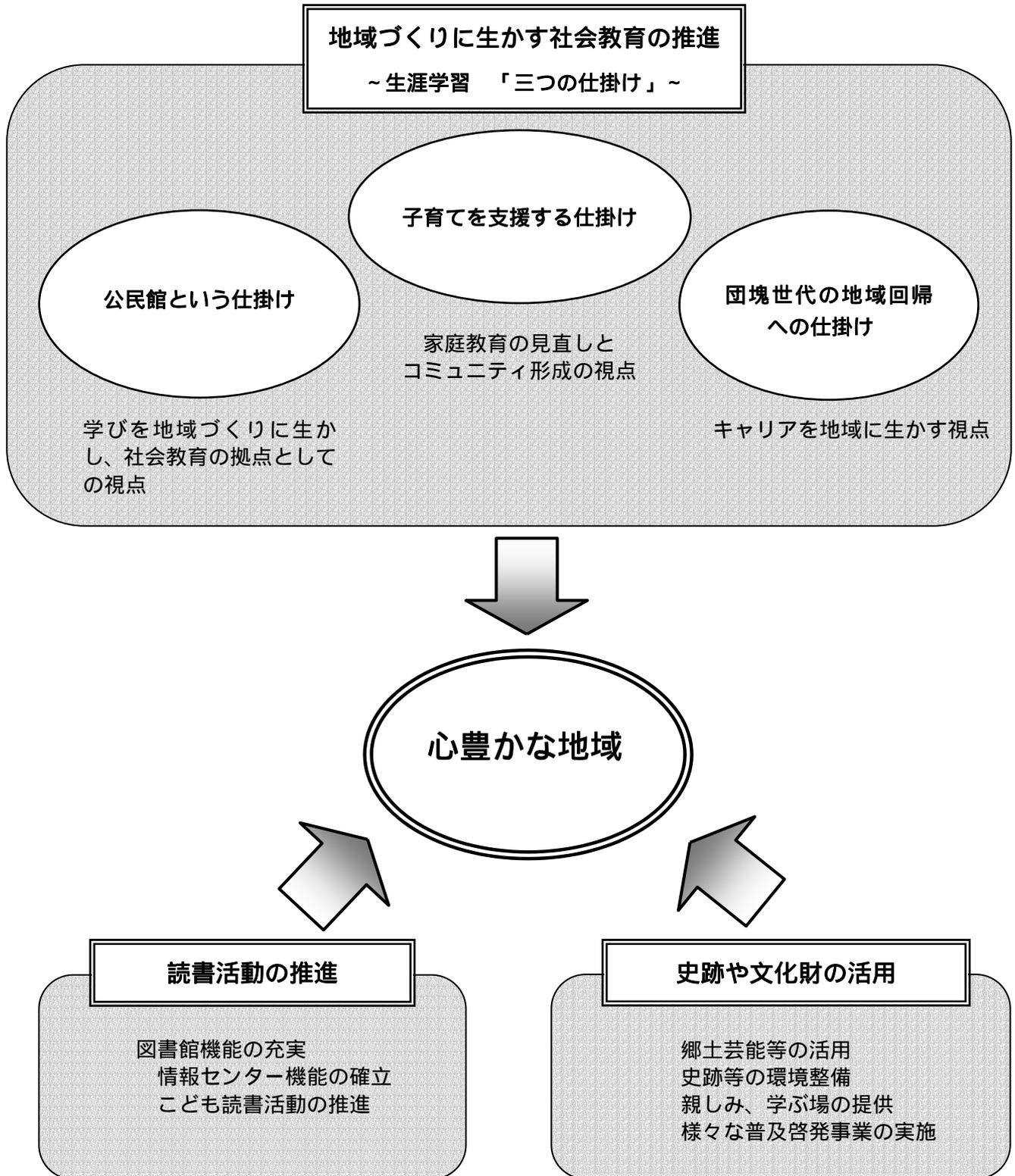
充実の1 「生きる力」を育む学校教育の充実



市立幼稚園4園では、「生きる力の基礎」を培うために“けやき”の芽生えを推進する。



充実の2 心豊かな地域づくりの充実

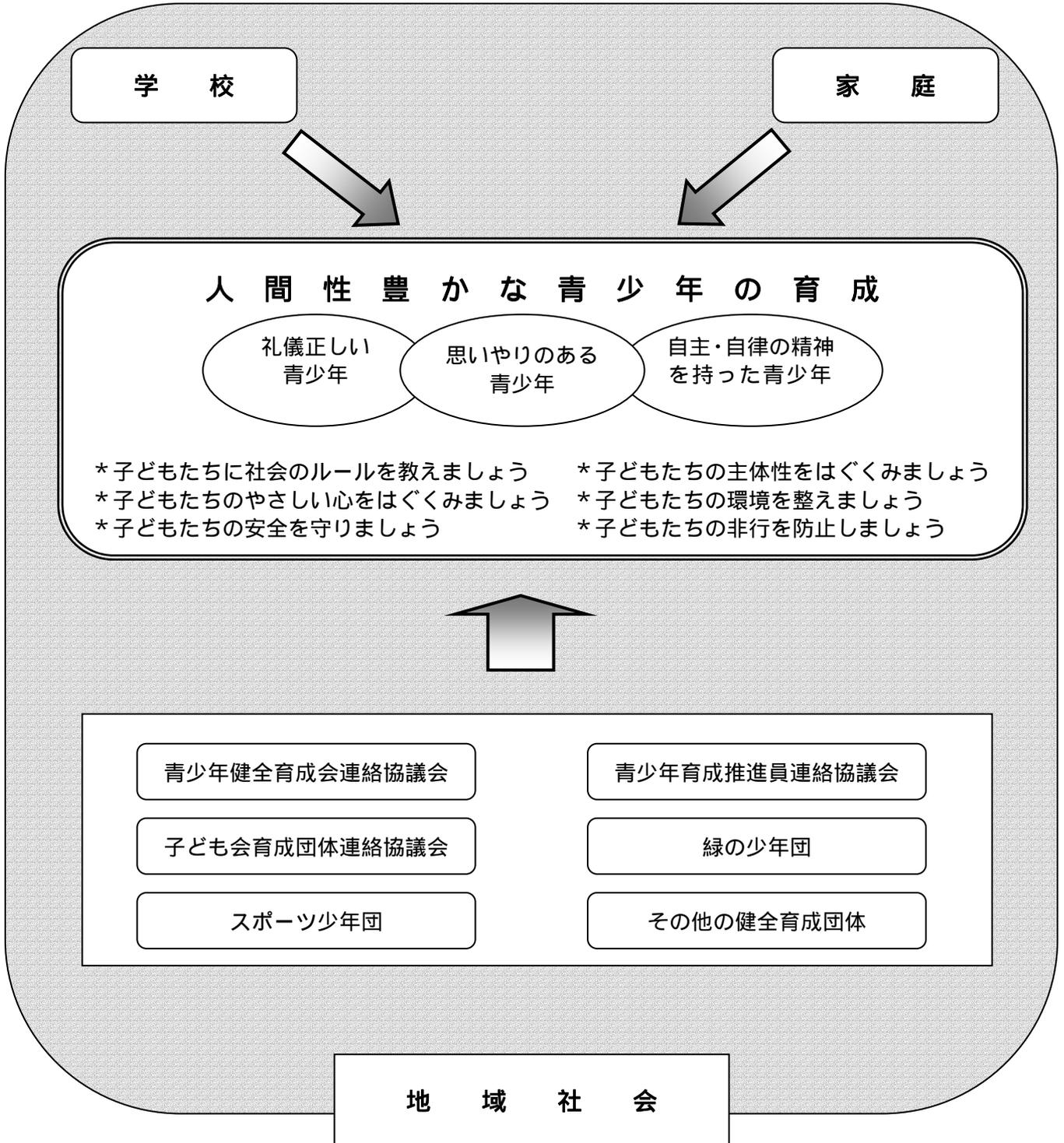


充実の3 人間性豊かな青少年育成の充実

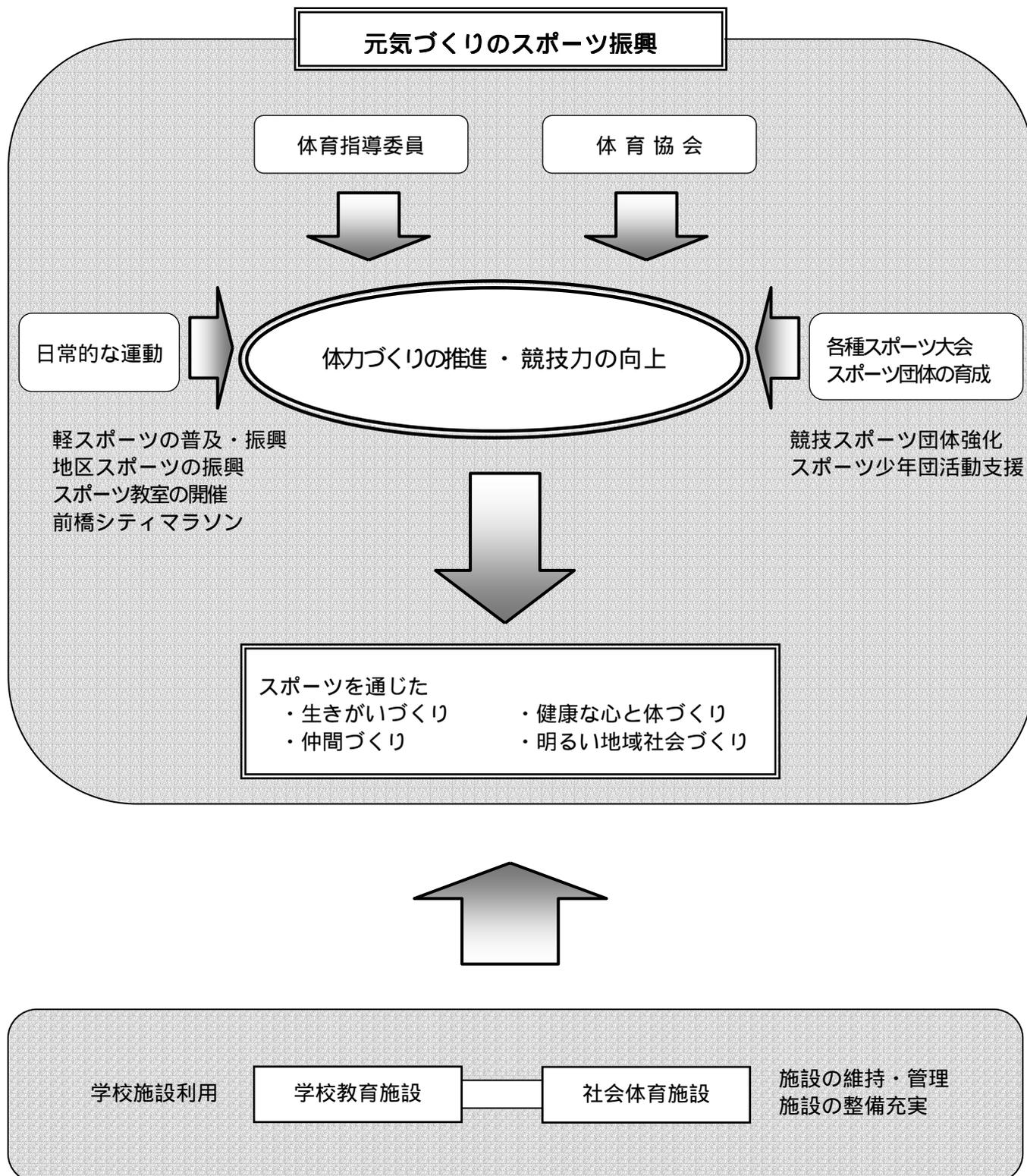
「いきいき前橋っ子 はぐくみプラン」の展開

20・21年度市民運動の展開

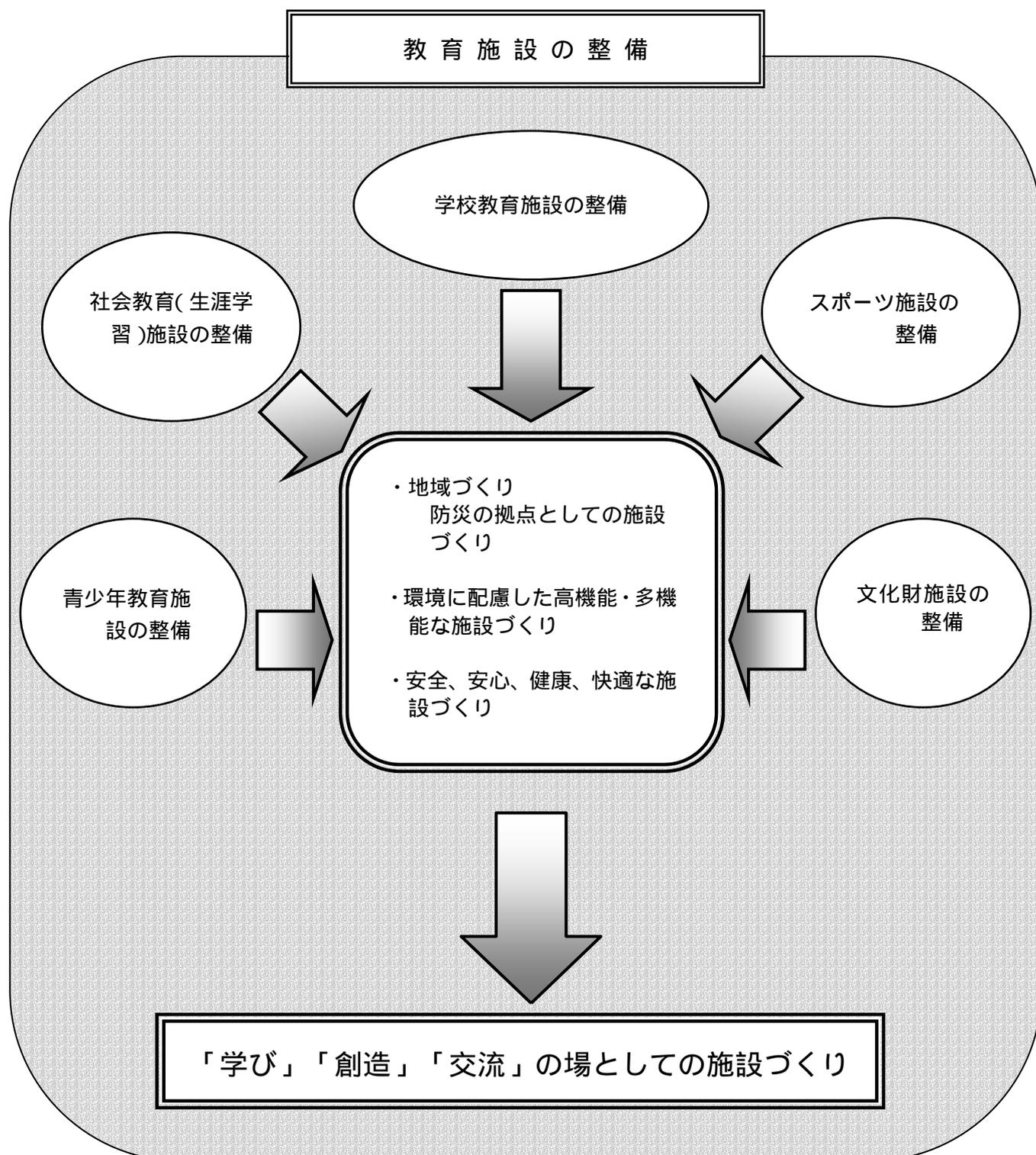
～ 子どもの手本となるよう、大人が進んでマナーを守りましょう ～



充実の4 スポーツ・レクリエーションの充実



充実の5 「教育のまち」を支える施設・設備の充実



施策の目標	具体的施策
<p>1 「生きる力」を育む学校教育の充実（学校教育課、青少年課）</p> <p>(1)健康な体の育成と体力の向上を推進します。 さまざまな運動体験活動を進め、走・跳・投の運動能力向上を図るとともに疾病治療率の一層の向上と予防教育の充実を目指します。</p> <p>(2)やさしさを備え、困難にくじけない意志をもった豊かな人間性の育成を推進します。 不登校の減少・いじめの根絶を目指します。</p> <p>(3)基礎的な知識・技能の確実な習得（習得型の教育）と、自ら学び自ら考える力の育成（探究型の教育）を総合的に推進します。 基礎・基本確認テストによる学力の定着の確認を行います。</p>	<p>公教育として求められる教育水準の確保を基盤として、特色ある学校づくりを推進し、豊かな個性や創造力を育む教育を目指します。そのために、“けやき”の育みを推進します。</p> <p>“けやき”の育みの推進 “けやき”は本市の木であり、力強く根を張り、大きく葉を広げる様から「徳知体」のバランスのとれた子どもたちの健やかな育みと重ねたもの。 具体的には、市内小中学校で共通する取り組みとあわせ、各校での特色ある取り組みを実施します。 “けやき”の「け」＝健康・体力の増進 “けやき”の「や」＝やさしい心の育成 “けやき”の「き」＝基礎学力の定着</p> <p>市立幼稚園4園では、「生きる力の基礎」を培うために“けやき”の芽生えを推進します。 “けやき”の「け」＝健康・体力の増進 “けやき”の「や」＝やさしい心の育成 “けやき”の「き」＝気づく、考える、表す力の育成</p>
	<p>(1)幼児教育の充実 幼児の自発的な活動としての「遊び」を重視した幼児教育の充実を図り、幼児教育と小学校教育との滑らかな接続を目指す。</p>
	<p>(2)学校経営の改善・充実 評価を生かして経営構想や経営計画を改善するとともに、学校経営への参画態勢を確立して学校経営の充実を図る。</p>
	<p>(3)学習指導の改善・充実 個に応じたきめ細かな指導を通して、基礎・基本を定着させ、確かな学力を育成できるよう学習指導の改善・充実を図る。</p>
	<p>(4)生徒指導の充実 生徒指導が、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等、学校教育のあらゆる場面において有効に機能するよう、その工夫と充実を図る。</p>
	<p>(5)開かれた学校づくりの推進 地域の教育力の積極的活用や家庭、地域への情報発信を通して、開かれた学校づくりを進める。</p>
	<p>(6)人権教育の推進 「群馬県人権教育充実指針」に基づき人権についての知的理解を深め、人権に関する11項目の重要課題を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた思いやりの心を培うとともに、児童生徒が主体的に考え、行動できる人権教育の充実を図る。</p>

施策の目標	具体的施策	
	(7)環境教育の推進	身近な環境への働きかけに目を向け、発達段階に応じた体験を通して環境について学ぶ機会の充実を図り、実践的な環境教育を進める。
	(8)キャリア教育の推進	自分の目標を設定してその実現のために計画的に経験を積む機会を充実し、望ましい職業観・勤労観の育成を図る。
	(9)読書指導の推進	読書の楽しさ、良さが分かる読書指導の充実を図る。
	(10)不登校・いじめ対策の充実	各学校の実態把握をもとに、指導態勢を充実させ、不登校児童生徒の減少やいじめの根絶を図る。
	(11)教職員の職能向上	教職員の職能向上を図るため、年齢・校種等を考慮し、研修を充実する。
	(12)学校安全管理	学校の環境整備や地域社会との連携を強化し、児童生徒の安全確保を進める。
	(13)特別支援教育の充実	特別支援学校(養護学校)や特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒とともに、通常の学級に在籍している学習が困難な児童生徒に対しての教育の充実を図る。
	(14)高校教育の充実	「文武両道」をモットーに、学習と部活動とのバランスの取れた学校生活を推進すると同時に、規律ある生活において、生徒一人ひとりが高い理想と明確な目標の実現に邁進しながら、自己実現と進路実現を果たすことができる「進路に強い学校」を目指す。
<p>2 心豊かな地域づくりの充実 (生涯学習課、文化財保護課、図書館)</p> <p>(1)市民の誰もがいつでも、どこでも学べる環境づくりを推進します。 市民のライフスタイルや要望を踏まえた各種講座の充実を図り、受講者増加を目指します。</p> <p>(2)学んだことが活用できる機会づくりを推進します。 サークルや公民館、学校などと連</p>	<p>「地域づくりという今日的課題」と社会教育とを結びつなげることに焦点を置き、社会的要請に応えるとともに、地域課題の解決を目指します。</p> <p>そのため「学び」と「地域づくり」を有機的に結合させる“～生涯学習「三つの仕掛け」～”を推進します。</p> <p>「三つの仕掛け」 子育てを支援する仕掛け 公民館という仕掛け 団塊世代の地域回帰への仕掛け</p> <p>(1) 学習機会の提供</p> <p>多くの市民が参加できる生涯学習の環境づくりに努める。 学んだことが活用できる機会を増やす。 大学や他の機関との連携を図り、生涯学習の積極的な推進を図る。</p>	

施策の目標	具体的施策	
<p>携し、学んだことを活用できる機会の増加を目指します。</p> <p>(3)地域づくりに寄与する公民館講座の開催や地域の生涯学習活動を推進します。 地域の課題を踏まえた講座の充実や生涯学習の成果の地域への還元を推進します。</p>	<p>(2) 地域づくり活動の推進</p>	<p>各町での生涯学習奨励員活動の支援や助成制度により、地域での生涯学習活動を推進し、地域づくりに努める。地域の課題やニーズを把握して企画した公民館主催社会教育事業を実施することにより、地域づくりやコミュニティづくりを促進する。 学社連携を図り、家庭・学校・地域での子育て支援の基盤づくりを進める。社会教育における、同和問題を含む人権問題への理解を進める。</p>
<p>(4)市民が人権について理解し、認識を深めることを推進します。</p>	<p>(3) 前橋文化の発信と振興</p>	<p>市民の自発的な芸術文化活動を支援する。</p>
<p>館報や公民館講座での啓発を強化するとともに、集会所事業への参加者増加を目指します。</p> <p>(5)前橋の地域に根ざした市民の自発的な文化・芸術活動を支援します。 市民展覧会や市民講座などを開催し、地域の文化・芸術活動を振興します。</p> <p>(6)史跡や文化財の保存と活用を推進します。 開発事前協議に伴う埋蔵文化財の調査と保存に努めるとともに、文化財啓発にかかる事業の参加者の増加を目指します。</p>	<p>(4) 史跡や文化財の保存と活用</p>	<p>郷土の文化遺産である史跡や文化財の保存と活用を図り、市民文化の向上に資する。 史跡の維持管理や環境整備を行い、貴重な史跡を後世に伝える。文化財に親しみ、学ぶ場を提供する。各種文化財の調査及び埋蔵文化財発掘調査や遺跡詳細分布調査を実施し、資料の収集及び遺跡や出土遺物の記録保存に万全を期する。 文化財保護に関するさまざまな普及啓発を実施し、市民の文化財に対する理解と認識を深め、文化の高揚を図る。伝統文化の継承・伝承を図り、児童生徒・市民による文化醸成への一助とする。</p>
<p>(7)市民の多様な学習要求に応えられるよう図書館機能の充実に努めます。 子ども読書活動を推進し、本好きな子どもの育成に努めます。</p>	<p>(5) 図書館の充実</p>	<p>図書館機能の充実を図り、市民が持っている多様な生涯学習の要求に応える。図書館の管理運営と図書資料整備 市民の多様な文化的要求に応えるとともに、迅速かつ的確に資料を提供する情報センター機能の確立を図る。 子ども読書活動の推進 すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、その環境を整備するとともに、子どもの読書活動を推進する。 図書館ボランティア活動の充実 市民ボランティアによる配本サービスや中高生の図書館フレンズ活動の充実を図る。</p>

施策の目標	具体的施策	
<p>3 人間性豊かな青少年育成の充実（学校教育課、生涯学習課、青少年課）</p> <p>(1)家庭、学校、地域の連携のもと地域健全育成活動を推進します。 地域で子どもを見守る活動を進め、非行・被害の減少を目指します。</p> <p>(2)青少年が健全に育成できる社会環境の整備に努めます。 子どもを健全に育てる地域環境づくりを推進します。</p> <p>(3)青少年の主体性を尊重した活動の推進に努めます。 子どもが主体的に参画し、地域に貢献できる事業を推進します。</p> <p>(4)青少年の国際感覚の育成を推進します。 中高生の海外研修の充実と交流機会の増加を目指します。</p>	<p>前橋市は 「礼儀正しい青少年」 「思いやりのある青少年」 「自主・自律の精神を持った青少年」 の育成を目指します。そのため、家庭、地域、学校の連携のもと「いきいき前橋っ子 はぐくみプラン」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭 きびしく、あたたかく本気で子どもを育てましょう。 ・地域 地域のみんなで育てよう 明日を担う前橋っ子 ・学校 「“けやき”の育み」の推進 	
	(1)家庭教育の充実	保護者が家庭教育の役割と責任を自覚できるよう、家庭・地域との連携・協力を努める。また、保護者の就労先である企業へも協力を働きかける。
	(2)地区健全育成活動の充実	青少年健全育成会が中心となり、学校・家庭との連携のもとに各地区で健全育成活動を実施するとともに世代間交流やボランティア活動等、青少年の体験・交流活動を推進する。
	(3)問題行動の防止と早期発見・早期対応	関係機関や団体と連携して、問題行動の防止と早期発見に努めるとともに適切な対応を行う。
	(4)子どもの被害防止活動の充実	関係機関や団体と連携して、児童生徒の被害防止に努める。
	(5)青少年教育施設での体験・学習活動の充実	児童文化センター事業の充実により、子どもの科学に対する理解と関心を高め、併せて芸術文化の向上と心身の健全な育成を図る。 赤城少年自然の家及びおおさる山乃家での自然体験学習がより充実できるよう指定管理者への指導に努める。
	(6)国際交流活動の推進	海外派遣等を通して、国際感覚を身に付けた青少年の育成を図る。
<p>4 スポーツ・レクリエーションの充実（スポーツ課）</p> <p>(1)市民がいつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりを推進します。 軽スポーツ人口の増加を目指し</p>	<p>元気づくりのスポーツ振興</p> <p>(1)日常的な運動と体力づくりの推進</p> <p>市民の各年齢層や、スポーツ経験等に応じた生涯スポーツを推進する。学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設等を市民へ開放し、生涯スポーツを推進する。</p>	

施策の目標	具体的施策	
<p>ます。</p> <p>(2)地域の生涯スポーツの拠点として、学校施設利用を推進します。</p> <p>円滑な学校施設の利用促進を目指します。</p> <p>(3)競技スポーツの向上を推進します。</p> <p>各種大会での上位入賞を目指します。</p>	<p>(2)スポーツ団体の育成と競技力の向上</p>	<p>スポーツ団体の育成と、競技の普及や競技力の向上を図る。</p>
<p>5 「教育のまち」を支える施設・設備の充実 (総務課、教育施設課、スポーツ課、文化財保護課、生涯学習課、青少年課)</p> <p>生涯にわたる「学び」「創造」「交流」の場としての施設づくりを推進します。</p>	<p>「学び」「創造」「交流」の場としての施設づくり推進</p>	
	<p>(1)学校教育施設の整備</p>	<p>子どもたちの「学習の場」、「生活の場」としてふさわしい教育環境の整備に努める。</p> <p>校舎等の増改築整備 教育環境の改善を図るため、老朽化した学校施設の改築を行う。</p> <p>校舎等の改修整備 経年による施設の老朽化や機能低下を改善するとともに、余裕教室を転用するなど教育環境の充実に資するよう校舎の改修を行う。</p> <p>施設の耐震化 地震等災害時における市民、児童生徒の安全を確保するとともに、避難場所として機能し得るよう教育施設の耐震化を行う。(各施設共通)</p> <p>屋外教育環境の整備 スポーツや遊び環境の向上を図るため、屋外運動場の整備や遊具等の整備を行う。</p> <p>学校給食施設の整備 安全で質の高い給食を提供するため、学校給食共同調理場の整備等に取り組む。</p>
	<p>(2)社会教育(生涯学習)施設の整備</p>	<p>生涯学習施設の整備 市民の生涯学習活動の拠点として活用できるよう施設の整備を行うとともに、環境に配慮した設備の改修も行う。</p> <p>生涯学習施設の管理 市民が快適に活用できるよう、運営管理指導を行うとともに、施設の改修及び適正な維持管理を行う。</p>

施策の目標	具体的施策	
	(3) 青少年教育施設の整備	<p>児童文化センター(前橋こども公園)の再整備 子どもたちの芸術文化活動、体験学習、環境学習などの拠点として、施設の再整備について検討を進める。 赤城少年自然の家、おおさる山乃家の管理 子どもたちが、集団生活を通じて、協調性を持ち、たくましく生きる力を培う教育実践の場として、また、市民が快適に活用できるよう、運営管理指導を行うとともに、施設の改修及び適正な維持管理指導を行う。</p>
	(4) スポーツ施設の整備	<p>スポーツ施設の整備 市民の生涯スポーツの振興及び健康増進の場として活用できるよう施設の整備を行う。 スポーツ施設等の管理 市民が快適に活用できるよう、運営管理指導を行うとともに、施設の改修及び適正な維持管理を行う。</p>
	(5) 文化財施設の整備	<p>文化財施設の整備 市民の文化財への理解を深め、文化財に親しみ、後世に伝えることができるよう施設の整備を行う。</p>

平成20年2月14日 教育委員会議決